

名古屋市犯罪被害者等支援事業

● 日常生活支援（ホームヘルプサービス）

概 要	犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族※の居宅へ、ヘルパーを派遣し、家事・育児・介護の支援を行う ※配偶者（事実婚等を含む）又は、被害者の二親等以内の血族等
サービス 内 容	○犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族であれば、同時に複数の居宅への派遣可能（派遣先は市内に限る） ○利用は一事件につき合計 78 時間以内 ○利用時間は午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までの間 ○利用期間は、犯罪行為が行われた時から 1 年以内 ○ヘルパーは市が契約する事業者より派遣し支援を行う（事前にサービス利用者・市・事業者で打合せを行います） ○ヘルパーの派遣は申請者が在宅のときに限ります
対象要件	○被害者が市民である事案であること（発生地は問わない） ○被害事実が客観的に確認できること（警察への照会、交通事故証明、等） ○被害者やその家族・遺族がサービス実施時に市民であること
利 用 対象外	○被害者又は遺族と、加害者との間に親族関係（夫婦（事実婚等を含む）又は直系血族等）があり、同居していたとき（ただし、遺族が 18 歳未満の事案で、その 18 歳未満の子を監護している世帯は除く） ○被害者又は遺族が暴力団員であったとき ○サービスを提供することが社会通念上適切でないと認められるとき
申請期限	平成 30 年 4 月 1 日以降に起こった犯罪被害を対象とし、犯罪行為が行われた時から 1 年以内
必要書類	○ホームヘルプサービス利用申請書 ○犯罪被害に関する申立書 ○住民票（除票） ○遺族又は家族と被害者の続柄が確認できる証明書 ○受傷日や治療期間が確認できる診断書（重傷病の場合）
受付時間	午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分
担当窓口	名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口（スポーツ市民局人権施策推進室） 電話：052-972-3042